

最先端研究開発支援会議運営規則（案）

平成 21 年 6 月 29 日

最先端研究開発支援会議決定

（支援会議の運営）

第 1 条 最先端研究開発支援会議（以下「支援会議」という。）の運営に関しては、この運営規則の規定するところによる。

（座長）

第 2 条 座長は、支援会議の事務を掌理する。

2 座長が支援会議に出席できない場合は、座長代理が、その職務を代理する。

（委員の欠席）

第 3 条 支援会議を構成する構成員が支援会議を欠席する場合は、代理人を支援会議に出席させ、又は他の支援会議構成員に議決権の行使を委任することはできない。

2 支援会議を欠席する支援会議構成員は、座長を通じて、支援会議に付議される事項につき、書面により意見を提出することができる。

（議事）

第 4 条 議事は、出席した支援会議構成員の過半数をもって決し、可否同数の場合には、座長の決するところによる。

（審議・検討内容等の公開等）

第 5 条 座長は、支援会議における審議・検討の内容等を、議事録の公表その他の適当な方法により公表する。ただし、座長が審議・検討の内容等を公表しないことが適当であるとしたときは、支援会議の決定を経てその全部又は一部を非公表とすることができる。

（会議への参加）

第 6 条 座長が必要と判断したときは、支援会議構成員以外の者を会議に参加させることができる。

（雑則）

第 7 条 この規定に定めるもののほか、支援会議に関し必要な事項は、座長が定める。